

経営者のための法律相談Q&A その30

業務災害について

1 従業員同士の喧嘩

とある建設現場での出来事です。

従業員A 「おい、そこはそのボルトじゃねえだろ。いつになったら覚えるんだ。このバカ、カバ、おまえの母ちゃんデベソ！」

従業員B 「なんだと、てめえ。いくらなんでも言っていることと悪いことがあるだろうが！うちの母ちゃんデベソじゃねえ！」

手が早いことに定評のあるBさん。

Aさんの顔面に華麗なワンツーを決め、Aさんは見事KO負け。全治1ヶ月のケガを負ってしまいました。

さて、これって労災？

2 業務起因性

労働災害（業務災害）とされるためには、労働契約に従って使用者の指揮命令ないし支配下に業務を遂行中に被った傷病等であること（業務遂行性）及び本来の業務と関連のない労働者の私的行為や業務から逸脱した行為ではないこと（業務起因性）が必要です。これを本件についてみ

ると、建設現場での業務に従事して

いる最中の出来事です。ので、業務遂行性は肯定されます。しかし、喧嘩という業務とは一見関係ない行為に基づく負傷ということで業務起因性が認められるのかどうか問題になります。この点については、業務内容に関する口論から発展した喧嘩であることからして、私的行為又は業務逸脱行為ではなく、業務に関連する行為であるとして業務起因性が認められる可能性が高いと思われます。よって、本件は業務災害（労災）と認定される可能性が高いです。

3 会社の責任

さて、AさんとBさんを雇用する会社の社長さんであるあなた。BさんのAさんに対する暴行の責任を会社は取る必要があるのでしょうか？

会社の責任は安全配慮義務違反と使用者責任という形で考えることになります。

安全配慮義務というのは、簡単にいうと会社は労働者の生命及び身体

等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っているというものです。具体的内容は、場所、設備、労働環境、労働時間など多岐にわたります。外部から侵入した賊に被害されたケースで安全配慮義務違反が認められた裁判例もあります。

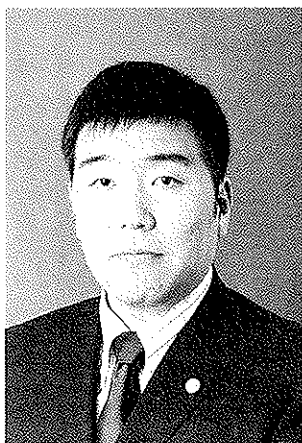
もっとも、従業員同士の喧嘩の場合に、安全配慮義務すなわち、従業員同士が喧嘩することを予見すべき義務があり、これを回避するための措置を講じる必要があるかという点で少し疑問です。従業員同士の喧嘩において会社に賠償を求めた裁判例では、「小中学生ではあるまいし、会社が一般的に従業員間の暴力抑止義務のようなものを負っているとは認めがたい」と判示しています。（この「小中学生ではあるまいし」というフレーズ、裁判官っぽくなくて結構気に入っています）。よって、従業員同士が喧嘩しそうな雰囲気があったり、これまでもトラブルを起こしているなどの事情がない限り、従業員同士の喧嘩に会社が責任を負うべきケースは多くはないと思われます。

4 労災保険との関係

会社が労災の被災者に対して安全

配慮義務違反等で賠償責任を負う場合、労災保険からなされる給付と会社の賠償責任とはどのような関係になるのでしょうか。労災保険から保険金が支払われたら、会社は責任を免れると思いませんか？ 労災保険というのはいわば交通事故における自賠責保険みたいなものであって、賠償すべき損害すべてを保険で支払ってくれるものではありません。労災保険から支払われたものは控除されますが、労災保険給付を超える部分の損害については、会社が支払う義務を負うことになります。

（本稿担当 上梶裕章）



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0015

東広島市西条栄町10番27号

栄町ビル5階

☎49317100 FAX 49317101

弁護士 福田浩・今田健太郎（東広島担当）・上梶裕章・

谷脇裕子（東広島担当）・中園正憲（大橋真人）